

10年保存
令和19年3月31日満了
F N o . - 01010801
崎務（企）第36号
崎安（企）第13号
崎地（企）第15号
崎刑（企）第23号
崎交企（企）第7号
崎公（企）第12号
令和8年4月14日

各部長
殿
各所属長

長崎県警察本部長

将来を見据えた警察組織の構造改革に係る着眼点について（通達）

将来を見据えた警察組織の構造改革を推進するため、警察庁が「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」（令和8年4月14日付け崎務（企）第22号別添）を定めたところ、同指針に係る諸対策を推進していく上で配意すべき事項について、別添のとおり「将来を見据えた警察組織の構造改革に係る着眼点」が示された。

各位にあっては、この着眼点の趣旨を踏まえ、相互に緊密に連携しつつ、必要な検討を行い、実効ある諸対策を推進されたい。

本件担当 警務部警務課企画室企画係（2630・2632）

別添

将来を見据えた警察組織の構造改革
に係る着眼点

令和 8 年 4 月
警 察 庁

目 次

1	警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直しを検討すべき事項	3
(1)	警察庁の積極的関与による対応の高度化	3
ア	匿名・流動型犯罪グループの解体に向けたT3の活用等による対策の効果的推進	3
イ	全国的・国際的な見地に立ったサイバー事案への対処	4
ウ	ローン・オフエンダー対策における情報の集約・融合の推進	5
エ	警察庁及び都道府県警察が一体となった対日有害活動への対処	5
(2)	都道府県警察等が個別に運用・編成している施設、資機材、組織等の広域的運用	6
ア	時代に即した警察学校の運営	6
イ	警察用航空機運用の広域化（ブロック運航）	6
ウ	都道府県警察に設置される科学捜査研究所の機能集約	7
エ	その他の取組	7
2	都道府県警察の内部における役割分担等の見直しを検討すべき事項	8
(1)	都道府県警察の内部における役割分担の見直し	8
ア	警察本部と警察署の役割分担及び警察署の運用の見直し	9
イ	交番及び駐在所の在り方の見直し	10
(2)	複数の部が実施している業務の推進体制の在り方の見直し	10
ア	サイバー部門の在り方の見直し	11
イ	戦略的な外国人関係施策の推進	11
3	科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減を検討すべき事項	11
(1)	科学技術の進展を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減	11
ア	警察共通基盤等による組織横断的な情報・データ利活用の推進	12
イ	AI等による業務処理の効率化の推進	12
ウ	地域警察活動、交通取締り活動等におけるカメラ映像等の活用	13
エ	その他の取組	13
(2)	社会情勢等の変化を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減	

.....	14
ア 人身安全関連事案への的確な対処	14
イ 警察庁から発出した通達等の時代の変化を踏まえた見直し	14
ウ 働きやすい職場環境の形成等	15
エ その他の取組	15
4 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等を検討すべき事項	16
ア 遺失物業務の効率化・合理化	17
イ 高齢者の行方不明事案への対応や保護の取扱い等における地方自治体 やその他の関係機関との連携の在り方の見直し	17
ウ その他の取組	17

1 警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直しを検討すべき事項

警察の執行事務は、都道府県警察が担い、一定の範囲で国が関与することが原則とされている。

こうした中、近年の科学技術の急速な進展等を背景として、高度な技術や多様な通信サービス、金融サービス等を悪用したサイバー事案、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフエンダーによる犯罪、対日有害活動等が、都道府県境や国境を越えて多発するとともに、その主体の匿名化や手口の巧妙化が進むなど、現下の重要な治安課題は著しく専門化・高度化・広域化・国際化し、こうした治安課題への対処と国家安全保障との境界の相対化も進展している。

このような課題に的確に対処するためには、警察庁が全国的・国際的な見地から都道府県警察に対する調整機能をより強力に発揮し、重大サイバー事案への対処、匿名・流動型犯罪グループによる重点取組対象事犯の情報の集約・分析等に対して、一層積極的に関与する必要がある。

また、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処するためには、例えば、全国規模の課題について斉一性ある教養を早期から行うこと、一部の機体が点検・整備中であっても警察全体として警察用航空機の安定的な運航を確保するため数都道府県警察ごとにまとめて計画的・効率的に運用すること、体制の厚い科学捜査研究所に特に高度な鑑定機能を配備して他の都道府県警察からの鑑定嘱託も受け付けるようにすること等も有効と考えられ、こうした分野における都道府県警察の枠を越えた広域的な連携の強化にも取り組む必要がある。

(1) 警察庁の積極的関与による対応の高度化

国家的・国際的な治安課題に的確に対処するため、警察庁と都道府県警察が一体となって対処能力の一層の向上を図ることについては、以下の着眼点を基本とし、取組を推進するものとする。

なお、当該取組に当たっては、都道府県警察における現場の実態を把握し、そのニーズから乖離^{かい}することのないよう、警察庁と都道府県警察が緊密に連携する。

ア 匿名・流動型犯罪グループの解体に向けたT3の活用等による対策の効果的推進

- (ア) 警察庁は、重点取組対象事犯等の匿名・流動型犯罪グループが関与する事犯について都道府県警察が収集した情報を一元的に集約・分析し、速やかに活動実態を解明した上で、取り締まるべき対象について

は、取締りターゲットとして指定し、都道府県警察と連携した戦略的な取締りを推進する。また、匿名・流動型犯罪グループにより海外を拠点に実行される特殊詐欺等の事案に対しては、迅速・適切な対処のため、T3（匿流ターゲット取締りチーム）を積極的・効果的に活用するとともに、必要に応じて、警察法第61条の3の規定に基づく指示等により効果的な捜査態勢の構築を図る。

さらに、特殊詐欺連合捜査班（TAIT）の運用に関し、対象事案の拡大も含めた更なる活用方策を中長期的観点から不断に検討する。

【継続的に実施】

- (イ) 都道府県警察は、警察庁が取締りターゲットとして指定した対象について、警察庁と緊密に連携して実態解明・取締りを推進する。また、匿名・流動型犯罪グループの活動実態の解明に資するよう、各種警察活動を通じて入手した関連情報について、警察庁への迅速な報告を徹底する。

さらに、警察庁や他の都道府県警察と緊密に連携し、広域的に実行される特殊詐欺の捜査をより一層効果的かつ円滑に推進するとともに、首謀者や指示役等の中核被疑者や匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等の摘発に向け、特殊詐欺連合捜査班（TAIT）を効果的に活用する。**【継続的に実施】**

イ 全国的・国際的な見地に立ったサイバー事案への対処

- (ア) 警察庁は、能動的サイバー防御におけるアクセス・無害化措置の実施態勢の整備に万全を期し、当該措置の実施状況を踏まえて体制及び資機材の最適化を図る。また、サイバー事案については、加害者の所在地と被害発生地の地理的つながりが希薄であること、サイバー攻撃に国家が関与している可能性があること等の特徴があることから、捜査のみならず、実態解明や被害の未然防止・拡大防止に係る業務についても、全国的・国際的な見地から都道府県警察に対して積極的な指導を行う。さらに、関東管区警察局サイバー特別捜査部（以下「サイバー特別捜査部」という。）における全国の捜査情報の徹底的な集約・分析並びにサイバー特別捜査部及び都道府県警察による効率的な合・共同捜査が推進されるよう、サイバー特別捜査部や情報技術解析部門を含む全国サイバー部門を指揮監督する。**【継続的に実施】**
- (イ) 都道府県警察は、サイバー部門を中心として、高度な専門的知識及び技術が求められる捜査活動に果敢に取り組む。また、個別の事案のみをもってしては全体像の解明や上位組織・被疑者の突き上げ捜査が

困難であるというサイバー事案の特性を踏まえ、サイバー特別捜査部による全国の捜査情報の横断的・俯瞰^{ふかん}的な分析を可能とするため、サイバー特別捜査部への情報集約を徹底する。さらに、多くの犯罪にサイバー空間の匿名性が悪用されていることを踏まえ、サイバー部門から各部門への捜査支援を効率的に行うことができる態勢を構築するとともに、都道府県警察全体でサイバー人材の確保・育成を推進し、そのキャリアパスの一環として、警察庁サイバー警察局やサイバー特別捜査部への出向・派遣を積極的に検討する。【継続的に実施】

ウ ローン・オフエンダー対策における情報の集約・融合の推進

- (ア) 警察庁は、ローン・オフエンダーが、要人に危害を加えるおそれがあるのみならず、様々な手口による犯罪を企図して広域的に活動する場合もあることを踏まえ、都道府県警察が保有している関連情報を集約・融合し、攻撃の意思と能力を見極め、その分析結果を関係都道府県警察に広く共有して諸対策に活用させることにより、重大事案の未然防止を図る。

また、関連情報の集約・融合を行う方法については、情報の取扱いの適正確保を前提としつつ、断片情報の関連付け、横断的な検索等を効果的かつ効率的に行うことができるよう、情報システムを活用した情報の集約や、A I 等の技術を活用した情報の融合も含めて検討を行う。【前段：継続的に実施、後段：令和8年度中に当面の集約・融合方法を整理した上で、情報システムを活用した情報の集約等については令和9年度中の開始を目指し、集約した各種情報の融合の方法についてはA I 等の技術の活用も含め中長期的に検討】

- (イ) 都道府県警察は、ローン・オフエンダー対策における広域連携の重要性を明確に認識した上で、各種警察活動を通じて関連情報を入手し、当該都道府県警察内において集約の上、警察庁及び関係都道府県警察への迅速な共有を徹底する。【継続的に実施】

エ 警察庁及び都道府県警察が一体となった対日有害活動への対処

- (ア) 警察庁は、都道府県警察外事部門と緊密に連携し、そのリソースを全国的見地から効果的に活用して、外国情報機関による違法な情報収集等の対日有害活動に厳正に対処する。また、都道府県警察外事部門の間の広域連携や相互交流を積極的に調整し、これを通じて全国の外事部門の捜査・情報収集能力の更なる向上を図る。【継続的に実施】

- (イ) 都道府県警察は、対日有害活動が我が国の民主主義や公共の安全という国家の重要な基盤を脅かすものであることに鑑み、警察庁の調整

の下、他の都道府県警察と緊密に連携しながら、関連情報の戦略的な収集・分析、違法行為の取締り等を推進する。また、他部門との人事交流や専科等の教養の機会も活用し、捜査能力の全体的な底上げを図る。【継続的に実施】

(2) 都道府県警察等が個別に運用・編成している施設、資機材、組織等の広域的運用

専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処するため、現在はそれぞれの都道府県警察並びに管区警察局情報通信部及び都道府県情報通信部（以下「都道府県警察等」という。）が個別に運用・編成している施設、資機材、組織等に関し、都道府県警察等の枠を越えて、警察庁、管区警察局、複数の都道府県警察から成るブロック等による広域的運用を実施するなど、相互の連携の在り方を見直すことについては、以下の着眼点を基本とし、取組を推進する。

なお、当該取組に当たっては、業務の更なる高度化・効率化・合理化に資するかを十分検討するとともに、運用の具体的な在り方については、治安上の間隙が生じることのないよう、慎重に検討するものとする。

ア 時代に即した警察学校の運営

- (ア) 警察庁は、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処することができる警察官を育成するため、都道府県警察における採用状況等も踏まえつつ、採用時教養の段階から他の都道府県警察の警察官との合同での教養を実施できるようにし、教養の高度化・質の向上を図る。

また、こうした広域連携による教養の高度化・質の向上を効果的・効率的に行うため、都道府県警察における採用状況等や、教養効果の観点からの適正な規模等を考慮しつつ、警察学校の施設の集約を推進するとともに、老朽化した施設の建替や既存の良好な施設の活用を進め、生活環境の改善及び学業・訓練に十分に打ち込める環境の整備に取り組む。【直ちに検討に着手】

- (イ) 都道府県警察は、採用状況等も踏まえつつ、他の都道府県警察の警察官との合同での教養及び警察学校の施設の集約が円滑に実施され、広域連携による教養の高度化・質の向上が図られるよう、警察庁及び関係する都道府県警察と緊密に連携し、計画的に検討・準備を進める。

【直ちに検討に着手】

イ 警察用航空機運用の広域化（ブロック運航）

- (ア) 警察庁は、警察用航空機が災害、広域犯罪等への対処の中で重要な

役割を果たしていることに鑑み、一部の機体が点検・整備中であっても警察全体として安定的な運航を確保することができるようにするため、警察庁の関与の下、複数の府県警察から成るブロック内で複数の警察用航空機を計画的・効率的に運用する制度（ブロック運航）への移行を検討する。【令和11年度中の移行を目指し検討】

- (イ) 都道府県警察は、警察用航空機のブロック運航への円滑な移行に向け、警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察と緊密に連携する。【令和11年度中の移行を目指し連携】

ウ 都道府県警察に設置される科学捜査研究所の機能集約

- (ア) 警察庁は、科学捜査研究所において鑑定業務に当たる専門的知識・技能を有する人材の採用が今後困難となるおそれがあること、科学技術の進展等に応じて高度な鑑定資機材の整備等が必要となること等を踏まえ、例えば、体制の厚い都道府県警察に特に高度な鑑定資機材及びこれを取り扱う知識・技能を有する人材を配置し、他の都道府県警察からの鑑定嘱託を受け付けるようにするなど、科学捜査研究所の機能集約に向けた組織体制や人材・鑑定資機材の配置の在り方等について検討を行う。【直ちに論点整理に着手し、中長期的に検討】
- (イ) 都道府県警察は、警察庁における科学捜査研究所の組織体制や人材・鑑定資機材の配置の在り方等に関する検討が、現場の実態や要望を十分に踏まえたものとなるよう、人材の採用・育成、各種資機材の活用等の実情を具体的に警察庁に報告するなど、警察庁と一体となって検討を進める。【継続的に実施】

エ その他の取組

警察庁は、上記ア～ウのほか、以下の事項についても必要な検討を行い、その結果を都道府県警察に共有するとともに、都道府県警察が対策を講じる上で必要となる指針等を提示する。

- 銃器使用の人質立てこもり事件に的確に対処するため、特殊班派遣部隊の編成・運用について、各部隊の所在地や規模、運用状況等を総合的に勘案し、最適化を図ること【令和10年度までに結論】
- 大規模警衛警護において、部隊の派遣及び装備資機材の管理換を含むリソースの広域運用を促進するほか、警衛員・警護員の最適配置やA I等の警衛・警護への活用に関する技術的な研究を推進すること【継続的に実施】
- ドローンの運用について、高度な資機材を集中的に配備した広域運用部隊を設置し、必要に応じて全国に派遣するなど、新たな枠組みを

構築すること【令和10年度中に枠組みを構築】

- 爆発物処理について、リソース配分の最適化を図りつつ、高度な資機材を集中的に配備した部隊の広域運用を推進すること【継続的に実施】
- 管区警察局情報通信部及び都道府県情報通信部（以下「地方機関情報通信部」という。）の役割や機能を整理し、必要に応じて、警察庁、管区警察局等に業務や人員を集約すること【令和8年度中に論点整理、令和9年度中に結論】
- 都道府県警察が実施する採用試験について、都道府県警察間の共同での第一次試験の実施も含め、試験制度の在り方を見直すこと【令和8年度中を目途に一定の考え方を提示】
- 昇任試験問題のうち、短答式試験の法学及び警務一般並びに警察実務の一部を作成し、都道府県警察に提供すること【令和8年度中の実施を目指す】
- 運転免許の技能試験車両を、複数免許試験場間において共同で活用すること【令和8年度中に論点整理、令和9年度中に結論】

2 都道府県警察の内部における役割分担等の見直しを検討すべき事項

重要な治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化、少子高齢化・人口減少等による社会構造の変化等に対応するための都道府県警察の内部における役割分担の見直しによる警察力の最適化及びサイバー分野をはじめとする警察本部内の複数の部が実施している業務の推進体制の在り方を見直しについては、以下の着眼点を基本とし、取組を推進する。

その際には、警察力の最適化の観点に加えて、警察署、交番、駐在所等が、地域に密着する形で治安維持に当たることとされていることにも配慮しつつ、地域の実情も踏まえて俯瞰的に検討を行うものとする。

(1) 都道府県警察の内部における役割分担の見直し

現在の都道府県警察における組織の状況を見ると、警察本部の組織に対応する形で警察署の組織が設けられているが、例えば、サイバー事案への対応、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の捜査等、専門化・高度化・広域化・国際化が顕著な治安課題に対処する上では、警察本部の担当部門に人的・物的リソースを集約し、都道府県警察内部での広域的な連携を確保して効率的に推進することとするなど、警察本部と警察署の役割分担の在り方を見直す必要がある。

また、少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中の急

激な進行により、警察署によって管轄区域内で発生する犯罪や交通事故の発生件数が大きく異なるなどの状況がみられるところであり、地域ごとの実情に応じてリソースの配分を最適化する必要がある。

さらに、地方の過疎化の進行状況等のほか、管轄区域内で発生する犯罪や交通事故の発生件数等に応じ、交番及び駐在所の役割、運用、配置等についても、警察力の全体最適の観点から見直しを行う必要がある。

以上を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、地域の実情を踏まえつつ、以下の取組を推進するものとする。

ア 警察本部と警察署の役割分担及び警察署の運用の見直し

(ア) 警察庁は、匿名・流動型犯罪グループの情報収集や取締り、サイバー事案に係る捜査や相談対応等のように、専門化・高度化・広域化・国際化が著しい業務について、都道府県警察の実情に応じ、警察本部に集約して実施することを検討する。

また、許認可等関係業務、死体取扱業務、留置管理業務等について、施設・資機材や人材の効率的な運用の観点から、都道府県警察の実情に応じ、警察本部が一括して実施することや、地域の拠点となる警察署において実施することを検討する。

さらに、警察署の運用を見直し、例えば、多くのリソースが必要となる業務等を地域の拠点となる警察署に集約すること、近隣の複数警察署で夜間・休日の当直業務等を一体的に運用すること、犯罪や交通事故の発生件数の少ない警察署について、その業務の一部を警察本部や拠点となる警察署に集約し、初動対応に特化した警察署とすること等について検討する。

これらの検討に当たっては、一部の都道府県警察が試行している警察署の業務の見直しに係る結果の集約・分析を行い、その内容も踏まえながら、今後の施策の方向性を示すガイドラインを作成し、都道府県警察に提示する。

加えて、警察署における業務の実施方法等についても、時代の変化に即したものとなるよう、例えば巡回連絡について、都道府県警察において巡回連絡カードが災害等の有事の際に効果的に活用された好事例や、警察署の地域部門が関係部門と連携して巡回連絡カードの作成等に対応するための要領を都道府県警察に提示するなど、必要な見直しを行う。【令和8年度中に警察署の在り方全体に関するガイドライン並びに巡回連絡カードの効果的な活用事例及び部門間連携による対応要領を都道府県警察に提示】

- (4) 都道府県警察は、都道府県の実情に応じ、警察庁と連携して、警察署の業務の見直しの試行に引き続き取り組むとともに、今後提示されるガイドラインも参考として、警察署の在り方について中長期的な視点を持って検討し、実施できるものから順次見直しを図る。

警察署における業務の実施方法等については、例えば、巡回連絡カードの効果的な活用事例について、警察庁から共有された好事例を含めて住民への広報を行ったり、巡回連絡カードの作成等への部門間連携による対応について、警察庁から提示された対応要領を踏まえつつ都道府県の実情に適した方法で実施したりするなど、可能なものから改善を図る。【試行：継続的に実施、警察署の在り方全体の見直し並びに巡回連絡カードの効果的な活用事例の広報及び部門間連携による対応：ガイドライン等の発出を受け、速やかに検討を開始】

イ 交番及び駐在所の在り方の見直し

- (ア) 警察庁は、今後の人口動態や治安情勢の変化を見据え、地域警察における業務及び業務管理の効率化・合理化を図る観点から、都道府県警察がその実情に応じ、例えば、警察署から近距離にある駐在所についてはその機能を警察署及び交番が果たすこととしたり、日勤制への切替えを含めた運用方法の合理化を図ったりすることや、相互に近接する複数の駐在所については交番に再編すること等、交番及び駐在所の配置の最適化も含めた見直しを適切に行うことができるようにするため、今後の基本的な方向性・考え方を都道府県警察に提示する。【令和8年度中に基本的な方向性・考え方を提示】

- (イ) 都道府県警察は、警察庁が提示する基本的な方向性・考え方を参考として、交番及び駐在所の在り方を検討する。交番及び駐在所の配置の見直しについては、既存の再編計画の内容も再点検しながら、都道府県内の実情を踏まえて全体最適を図るという観点に留意して、具体的な内容や期間を検討する。【基本的な方向性・考え方の発出を受け、速やかに検討を開始】

(2) 複数の部が実施している業務の推進体制の在り方の見直し

サイバー事案対策のように、警察本部内の複数の部門が実施している業務については、部門間の連携を確保しつつ、全国的・国際的な見地から全国警察が一体となった対処ができるようにするため、その推進体制の在り方について見直す必要がある。

このような横断的業務について、真に効果的な体制を構築するため、以下の取組を推進する。

ア サイバー部門の在り方の見直し

- (ア) 警察庁は、「警察におけるサイバー戦略」（令和８年４月２日付け警察庁乙サ発第１号ほか別添）において、都道府県警察が「サイバー部門の一元化組織の整備を検討する」こととしたことを踏まえ、都道府県警察におけるサイバー部門の組織の在り方に関する方針を、都道府県警察に提示する。【令和８年度中に方針を提示】
- (イ) 都道府県警察等は、警察庁が提示する都道府県警察におけるサイバー部門の組織の在り方に関する方針を踏まえ、都道府県警察の実情に応じ、サイバー部門の一体的運用の強化等を図るため組織改編を行う場合には、条例、都道府県公安委員会規則等を適切に整備する。また、組織改編の有無にかかわらず、警察本部のサイバー部門及び地方機関情報通信部の情報技術解析部門の同一フロアへの集約、支援要請を受理する窓口の一本化等を引き続き推進し、サイバー部門の一体的運用を確保する。【組織の整備：方針の発出を受け、速やかに検討を開始、一体的運用の確保：速やかに実施】

イ 戦略的な外国人関係施策の推進

- (ア) 警察庁は、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会のための総合的対応策」（令和８年１月23日付け外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、外国人関係施策を推進するとともに、警察における外国人関係施策全体の在り方、関係部門間の連携における留意点等について総合的に検討を行った上で、検討結果を都道府県警察に提示する。【令和８年度中に検討結果を提示】
- (イ) 都道府県警察は、警察庁における検討の状況及び結果を踏まえつつ、都道府県における外国人に係る治安情勢も勘案し、各種治安事象に的確に対処することができるよう、対応体制の最適化を図るとともに、関係部門間の緊密な連携を確保する。【検討結果の提示を受け、速やかに検討を開始】

３ 科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減を検討すべき事項

(１) 科学技術の進展を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減

情報システム、ＡＩ、カメラ映像等に係る科学技術の進展等を踏まえ、これらを活用して業務の更なる効率化・合理化と業務の透明性の確保を図るに当たっては、警察情報セキュリティポリシー等の関係規程を遵守しつつ、以下の着眼点を基本とし、取組を推進するものとする。

なお、当該取組に当たっては、警察庁と都道府県警察のいずれにおいても、業務主管部門と技術施策部門とが緊密に連携するとともに、必要に応じて会計担当部門も参画させ、戦略的な予算確保に努める。

また、警察庁は、都道府県警察における科学技術の導入・活用について積極的な支援を行い、地方機関情報通信部においても、警察庁の指導の下、都道府県警察に対する支援を行う。

ア 警察共通基盤等による組織横断的な情報・データ利活用の推進

(ア) 警察庁は、サイバー事案、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフエンダーによる犯罪等に対する対処能力の向上を図るため、警察庁又は都道府県警察の一部門や一所属といった限られた範囲のみで保有されている情報及びデータについて、関係法令の遵守による取扱いの適正確保を前提とした上で、横断的分析や断片情報の融合による価値の最大化を図ることができるようにするため、警察共通基盤の活用等を推進する。また、警察共通基盤に必要な機能が不足する場合にはその改善等を速やかに検討する。さらに、情報及びデータの収集、集約及び分析については、A I 等を活用してその高度化・効率化を図るため、警察庁の一部門等で保有する既存の情報システムの活用範囲を可能な限り拡大した上で、新たに必要となる情報システム等については、費用対効果に最大限留意しつつ、整備を推進する。【継続的に実施】

(イ) 都道府県警察は、現在及び将来において必要な情報システムを組織横断的に確認した上で、関係法令の遵守による取扱いの適正確保を前提とした上で、一部門が保有する情報及びデータの他部門への共有を強力に推進する。また、都道府県警察が情報及びデータの分析業務の高度化等のために情報システムの整備が必要であると考えた場合は、警察庁が整備する情報システムの機能等について、積極的に提言・要望を行う。【継続的に実施】

イ A I 等による業務処理の効率化の推進

(ア) 警察庁は、業務効率化のため、相談業務におけるリスク判断・データ分析、各種事件の被疑者・被害者や行方不明者等の搜索、指掌紋の識別や足跡資料の分類、許認可等の行政事務における大量の資料の分析等について、A I 等の導入に向けて実証実験等を行い、実装化を図るとともに、都道府県警察等における効果的な活用事例を全都道府県警察等に共有する。

また、中長期的な視点を持ってA I 等関連施策の在り方を検討し、

今後の施策の方向性を取りまとめる。【前段：速やかに検討に着手、後段：令和８年度中に検討結果を取りまとめ】

- (イ) 都道府県警察等は、警察庁が実装したＡＩ等を積極的に業務に活用するとともに、警察庁から共有される他の都道府県警察等におけるＡＩ等の効果的な活用事例を参考に、費用対効果、セキュリティ等の要素にも配意した上で、効率的な業務処理に資するよう、ＡＩ等の積極的な活用を推進する。【継続的に実施】

ウ 地域警察活動、交通取締り活動等におけるカメラ映像等の活用

- (ア) 警察庁は、地域警察活動及び交通取締り活動における職務執行の適正性の確保及び証拠の保全を図る観点から、ウェアラブルカメラの活用に関するモデル事業の実施結果等を踏まえ、その具体的な活用方策について早急に取りまとめ、その結果を都道府県警察に共有するなど、ウェアラブルカメラの現場における早期実装に向けた取組を強力に推進する。

また、現状では警察官の現認によるところの大きい交通取締り活動について、ＡＩ等の先端技術の進展状況を踏まえ、速度違反、車間距離不保持等の交通違反に対する車両を用いた取締りにおいて、先端技術を活用したカメラを導入することにより、立証手法の高度化及び業務の合理化を図る。

さらに、その他の交通違反取締りの自動化に関しても、その在り方の検討や資機材の研究・開発を継続的に行う。【前段：令和８年度中の早い時期に結果を共有、中段：令和８年度中に方向性を取りまとめ、後段：中長期的に検討】

- (イ) 都道府県警察は、警察庁から共有される、地域警察活動及び交通取締り活動におけるウェアラブルカメラの具体的な活用方策の取りまとめ結果を踏まえ、ウェアラブルカメラの導入を推進する。

また、交通取締り活動における先端技術を活用したカメラの導入については、警察庁における検討が、現場の運用実態等に即して行われるよう、警察庁による調査に対し、適時適切に必要な情報の報告・提供を行う。【前段：結果の共有を受け、可能な都道府県警察において令和９年度中の導入を目指す、後段：継続的に実施】

エ その他の取組

警察庁は、上記ア～ウのほか、以下の事項についても必要な検討を行い、その結果を都道府県警察に共有するとともに、都道府県警察が対策を講じる上で必要となる指針等を提示する。

- クラウドサービスやＡＩ等の科学技術を活用し、防犯カメラ映像の収集・解析業務の効率化等を推進すること【令和８年度中に論点整理、令和９年度中に結論】
- 警察活動全般において、ドローンの効果的かつ効率的な利活用を推進すること【継続的に実施】
- 災害への対処をはじめとする各種警備実施活動等に有効なセンシング技術やロボティクス技術等の研究・開発に積極的に関与し、これらの技術の導入・活用を推進すること【継続的に実施】
- 警察通信インフラ全体について、その将来像を見据えた計画的な合理化を推進すること【令和８年度中に論点整理、令和９年度中に結論】
- 交通反則金納付等に係る事務処理の効率化の観点から、交通反則金納付等をキャッシュレス化すること【交通反則金納付のキャッシュレス化については、令和８年度中に結論】

(2) 社会情勢等の変化を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減

社会情勢等の変化に伴い、必要性を見直すべき業務やルール及び現在の運用では持続が困難となる業務について、効率化・合理化を推進するに当たっては、以下の着眼点を基本とし、取組を推進する。

なお、当該取組に当たっては、部門横断的に幅広く業務やルールの点検を行い、効率化・合理化等の対象となるべき隠れた業務やルールがないか、確認を徹底するものとする。

ア 人身安全関連事案への的確な対処

- (ア) 警察庁は、同庁が提示した人身安全関連事案終結の判断基準等に関する業務モデルを踏まえた都道府県警察の取組状況を把握した上で、被害者等の安全の確保を最優先とする的確な対処を確保しながら同モデルの改善を検討する。

また、人身安全関連事案に関する情報を登録・管理・共有している業務システムについて、都道府県警察から意見・要望を聴取し、効率化・合理化に資する改善を行う。【継続的に実施（年度ごとに改善点等を取りまとめ）】

- (イ) 都道府県警察は、警察庁の提示した上記モデルを踏まえ、人身安全関連事案の終結の判断等を的確に行う。また、業務システムの改善等に向け、現場の実情を踏まえ、警察庁に対して積極的な提案を行う。
【継続的に実施】

イ 警察庁から発出した通達等の時代の変化を踏まえた見直し

- (ア) 警察庁は、従前から通達等により都道府県警察に対して指導してきた内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、必要性を見直すべきものや、現在の運用では持続が困難となるものがないか幅広く点検を行い、該当する通達等については、廃止や、内容を修正した通達の発出等の措置を適切に講じる。

特に、有効期間の満了を迎える通達等については、漫然と継続措置を講じるのではなく、廃止等の措置を講じる必要がないか精査する。

また、警察庁から都道府県警察に対して求めている、統計に関する報告や業務上の意見照会等についても、その回答項目や回答方法が目的に照らして真に適切なものか、幅広く点検し、業務の合理化や業務負担の軽減に資するよう、見直しを行う。【速やかに点検・見直しに着手】

- (イ) 都道府県警察は、(ア)と同様に、都道府県警察内で発出している通達等や、警察本部から警察署等に対して求めている統計に関する報告等について、幅広く点検し、見直しを行う。

また、警察庁から都道府県警察に対して求めている、統計に関する報告等において見直すべき点等について、警察庁に対して積極的な提案を行う。【前段：速やかに点検・見直しに着手、後段：継続的に実施】

ウ 働きやすい職場環境の形成等

警察庁及び都道府県警察は、個々の職員の置かれている環境や働き方が多様化する中で、職員の意見を幅広く把握しつつ、業務運営の効率化及び合理化に資する制度設計やインフラ整備等を戦略的に推進し、働きやすい職場環境の形成を図る。【継続的に実施】

エ その他の取組

警察庁は、上記ア～ウのほか、以下の事項についても必要な検討を行い、その結果を都道府県警察に共有するとともに、都道府県警察が対策を講じる上で必要となる指針等を提示する。

- 各種許認可等手続について、適正性を担保しつつ、社会情勢等の変化を踏まえ、許可権限の在り方を見直しを含めた一層の合理化を推進すること【令和8年度以降、順次実施】
- 採用時等における教養について、授業・訓練の内容や生活指導の在り方を見直すほか、オンライン教養等の新たな手法の活用を促進すること【令和8年度中に結論】
- 術科訓練について、真に実戦に即した内容となっているか、必要な

体力・技能等を効率的に修得させるための態勢が過不足なく確保されているかといった観点で、点検・見直しを行うこと【令和8年度以降、順次実施】

- 地方機関情報通信部における物品の調達・管理業務や当直業務等の効率化・合理化に向け、制度の整備も含めた必要な措置を講じること【速やかに実施】
- 各種防犯活動・少年警察活動のうち、活動内容が重複し、又は形骸化しつつあるものや、非効率な事務が発生しているものについて、統合・廃止・効率化を推進すること【令和8年度中に論点整理、令和9年度中に結論】
- 自転車の防犯登録について、都道府県公安委員会が指定した団体ごとに異なっている登録事項や登録手続を統一するなどの見直しを行うこと【速やかに検討に着手】
- 自動車保管場所制度について、社会情勢の変化を踏まえつつ、国民の利便性向上や警察職員の業務負担の軽減の必要性を考慮しながら、その在り方の見直しを行うこと【速やかに検討に着手】
- 交通安全施設等の契約・点検・保守業務等について、手法の標準化を含めた見直しを行うこと【速やかに検討に着手】
- 交通管制システムの集約、維持管理等の点でも効率的な信号機の開発等、持続可能性を重視した交通管制を実現すること【速やかに検討に着手】
- 交通事故情勢の変化や、デジタル化及び少子高齢化の進展をはじめとする社会情勢の変化を踏まえ、運転免許関係業務のデジタル化、高齢運転者対策の実効性の向上等を含め、運転免許関係業務の見直しを行った上で、それに応じた体制の在り方について見直しを行うこと【速やかに検討に着手、令和10年度中に結論】
- サイバー事案対策のための民間事業者との連絡や情報技術解析等について、警察部内の複数の部門で重複して実施しているものを統合するなどして合理化を推進すること【速やかに検討に着手】

4 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等を検討すべき事項

現在、警察が実施している業務の中には、関係機関・団体等が警察と連携しながら実施したとしても支障がないと考えられるものも存在する。

警察と関係機関・団体等との役割分担の在り方に係る検討と連携の強化に

については、以下の着眼点を基本とし、取組を推進するものとする。

その際には、警察が治安を守る最後の砦^{とりで}であることを十分に踏まえつつ、関係機関・団体等のみならず、広く国民の理解が得られるよう、慎重に検討するものとする。

ア 遺失物業業務の効率化・合理化

- (ア) 警察庁は、遺失届の提出等の遺失物関係手続をオンラインで行うための新たなシステムを全国に展開する。

また、拾得物件の提出、保管、返還等の手続が、国民及び警察の双方にとって大きな負担となっていることから、国民の利便性に鑑みつつ、警察署の在り方の見直しに係る検討状況も踏まえて、遺失物に係る手続の在り方を中長期的な視点に立って検討する。【前段：令和８年度中に全国展開、後段：令和８年度中に論点整理、令和９年度中に結論】

- (イ) 都道府県警察は、遺失物関係手続をオンラインで行うための新たなシステムの運用を開始する。

また、遺失物に係る手続の在り方に関する検討に資するよう、警察庁による調査等に応じ、必要な情報の報告を行う。【前段：令和８年度中に運用開始、後段：継続的に実施】

イ 高齢者の行方不明事案への対応や保護の取扱い等における地方自治体やその他の関係機関との連携の在り方の見直し

- (ア) 警察庁は、高齢者の行方不明事案への対応や保護の取扱いをはじめとする現場警察官の負担が大きい生活安全関係の各種業務について、都道府県警察における現在の対応状況を把握し、地方自治体やその他の関係機関との連携に係る好事例等を全都道府県警察に共有する。

また、現在都道府県警察が担っている業務のうち、警察官の緊急の対応を要しないものや、本来他機関が主となって対応すべきものの確認及び整理を行い、必要に応じて、関係省庁への働き掛けや民間委託に向けた検討を行うなど、業務の合理化に資する取組を推進する。【前段：令和８年度中に共有、後段：令和８年度中に論点整理、令和９年度中に結論】

- (イ) 都道府県警察は、警察庁から共有された好事例集等を参考として、都道府県警察における業務の在り方を見直すほか、必要に応じて、地方自治体やその他の関係機関への働き掛け等を行う。【好事例集の共有を受け、速やかに実施】

ウ その他の取組

警察庁は、上記ア・イのほか、以下の事項についても必要な検討を行い、その結果を都道府県警察に共有するとともに、都道府県警察が対策を講じる上で必要となる指針等を提示する。

- 被留置者の移送について、引き続き関係機関との協議を行い、早期移送を促進すること【継続的に実施】
- 警察官の緊急の対応を要しない110番通報や、本来他機関が主となって対応すべき事案について、臨場や相談対応による業務負担を軽減すること【令和8年度中に論点整理、令和9年度中に結論】
- 自動車教習所等の外部機関との更なる連携強化により、警察における運転免許関係業務の効率化・合理化を図ること【速やかに検討に着手、令和10年度中に結論】
- 災害対策について、より合理的・効果的な訓練を実施するとともに、必要な資機材の見直し、資機材の共同調達や施設の共同利用等に取り組み、対策の効率化・合理化を推進すること【令和8年度中に論点整理、令和9年度中に結論】